

学童保育利用に関する同意書兼誓約書

以下の事項についてご確認のうえ、保護者氏名欄にご署名ください。

チェック欄

1	「令和9年度 学童保育の利用申し込みについて」に書かれた内容に同意のうえ申し込みます。	☐
2	申込内容や証明内容等について、電話等により自宅や勤務先へ確認することに同意します。	☐
3	学童保育の利用に関し必要な場合は、児童に関する情報について、小学校や関係機関等と共有・確認することに同意します。	☐
4	世帯状況（結婚、住所変更、祖父母と同居など）や就労状況（就労形態の変更、転職など）等申請内容に変更があった場合は、速やかに届け出ます。	☐
5	傷害保険（学童保育取扱い）には必ず加入し、学童保育中に発生した事故等は、児童及び委託法人（保育に従事する者を含む）が加入している傷害保険の補償額を限度とすることに同意します。	☐
6	学童保育中の疾病等は、学童保育室から速やかに保護者に連絡し、保護者の協力のもと対処しますが、これに要した費用はすべて保護者が負担します。	☐
7	児童が施設の備品等を破損させた時は、故意・過失に関わらず、その費用を弁償します。	☐
8	学童保育からの児童の帰宅は、保護者が迎えます。 土曜日や長期休み中は、保護者が送迎します。	☐
9	正当な理由なく滞納が発生した場合、児童手当法第21条第1項及び第2項の規定に基づき、海南市長から支給を受ける児童手当から、当該児童手当の支払期日をもって、滞納学童保育料の支払いに充てる旨を申し出ます。	☐
10	学童保育において、児童・保護者が他の児童・保護者又は支援員へ危害を加えたり、過剰な要求や人格否定などの乱暴な言動など、集団生活に著しい支障が生じる場合、市からの退室（利用中止）依頼があればこれに従います。	☐
11	4年生以上の児童が学童保育を利用中であっても、3年生以下の利用申請による市からの退室（利用中止）依頼があればこれに従います。	☐

上記の事項について同意し、誓約事項を遵守することを誓約します。

令和 年 月 日

海南市長 様

(児童氏名) (生年月日) 年 月 日

(保護者住所) 海南市

(保護者氏名) (保護者氏名)

※保護者署名はご本人がそれぞれ署名してください